

規 則

高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和2年12月 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）に定めるもののほか、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。次条第3項において同じ。）の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の方法)

第2条 法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲量等の報告（以下「報告」という。）は、当該報告を行う者の使用に係る電子計算機と県の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されるファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告をすべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合は、漁獲割当管理区分（法第17条第1項に規定する漁獲割当管理区分をいう。以下この項において同じ。）に係る報告にあつては別記第1号様式により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分（法第30条第1項に規定する漁獲努力量管理区分をいう。以下この項において同じ。）を除く。）に係る報告にあつては別記第2号様式により、漁獲割当管理区分以外の管理区分のうち漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記第3号様式により、それぞれ行うことができる。

3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合は、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は、算入しない。

(代理人による報告)

第3条 報告をしようとする者は、代理人に当該報告をさせる場合は、あらかじめ、別記第4号様式による委任状を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第58条において読み替えて準用する法第52条第1項及び高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第21条の規定による知事許可漁業における資源管理の状況等の報告並びに法第90条第1項の規定による漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等の報告について準用する。

（個人情報取扱いに関する同意）

- 第4条** 知事は、第2条第2項又は前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の書面の提出を受ける際には、当該書面に記載された事項に係る個人情報の取扱いに関する同意を得るものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
（高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止）
- 2 高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年高知県規則第120号）は、廃止する。
（高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定により同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。